

戦後法政史のすすめ

——その講義機会の必要性

君塚 正臣

はじめに

第二次世界大戦後も 70 年を超え、日本国憲法は大日本帝国（明治）憲法以上の寿命を得、戦後も歴史となった¹⁾。2024 年ともなれば、法律学を教授する側もほぼ戦後生まれとなり、教授される側は、既にバブル経済や 1990 年代の政治改革・行財政改革・司法制度改革、9.11 同時多発テロすら歴史という世代である。ましてや、東西冷戦²⁾も高度経済成長³⁾も自民党政治⁴⁾も感覚的に解らない。これを踏まえずには、中国の台頭による「新冷戦」やバブル崩壊後のこの国の足掻き^{あが}とも捉え得る様々な対応、安倍晋三長期政権の評価⁵⁾とも十分にできない。つまりは現在の法や政治・社会を論じられないと思われる。

法律学の習得には、憲法、民法、刑法、国際法などの各実定法の学習は大事だが、それだけでは限界があり⁶⁾、その周辺の学習が必要であろう⁷⁾。その第一歩は基礎法学から発展して現代に関わる社会科学全般、もしくは同時代史的な現代史（ここでは、憲法・政治体制の交代に伴う、第二次世界大戦終結後の歴史としておく⁸⁾）であろう。しかし、これらの知識・素養は身につけていようか。この不足が、巡り巡って法律学の理解に差障り^{さしざわり}が生じていないか、懸念がある。

この問題は、偏^{ひとえ}に一教員・研究者の教育・研究姿勢の問題、ましてや心構え

の問題に留まらない。大学（基本的には法学部や法学科）での教育カリキュラムの問題、延いては高等学校の地歴・公民教育におけるそういったことの欠陥の問題、即ち、制度・システムの問題にまで及ぶのではあるまいか。本稿では、この問題認識を踏まえ、まずはそれぞれの現状を把握して問題点を指摘し、それらの合成から生ずる誤謬を指摘した上で、改善方向を提案することとしたい。

1 高等学校以下の現代史教育事情

高校教育において、現代史は「日本史」及び「世界史」で学ぶものと思われる。しかし、長年、「日本史」は一般に3年次配当科目であることが多く、2学期（年内）で実質的に終る結果、第二次世界大戦後には達しないことが多かった。このため、大学入試においても、特に1月に実施される共通一次試験とその末裔であるセンター試験、共通テスト⁹⁾では、戦後改革・占領期までが「日本史」や「日本史B」の出題範囲であることが暗黙の了解とされてきた¹⁰⁾。そして、高校の「日本史」及び「世界史」の教授者の大勢は文学部史学科の卒業生（もしくは大学院文学研究科修士課程国史学・西洋史・東洋史専攻などの修了生）であり、多くの場合、専門は古代史や中世史であり¹¹⁾、そして文化史であることも少なくない。このため、多くの場合、「日本史」や「世界史」において古代史や中世史に時間がかかり、近世や近代の政治史・経済史部分は駆け足で進むことも多かったように思われる。更に、多くの高校で地歴・公民の必修科目が未履修であったという問題が2006年秋に発覚した¹²⁾。そもそも、受験科目以外を文字通り履修していないことが頻出していたのである。

こういった中で、「政治・経済」や「現代社会」といった公民科科目こそが国内政治や経済、国際政治などの近年の事象を取り上げてきており¹³⁾、高校教育の中での現代史不足を補ってきた。加えて、地理科目の学習事項が現代史の理解を深めることもままある¹⁴⁾。しかし、これらの科目の主眼は現時点の政治や経済、産業・貿易の仕組みを教授することにあり、その説明の必要の

ため、それ以前の歴史にも言及するというに留まる。その上、2022年度新課程では「現代社会」は「公共」となった¹⁵⁾が、「公共」はもともと高校での道徳教育を意図して自民党文教族らの旗振りで生まれ、まさか高校段階で道徳教育でもあるまいという批判などもあって、多くの人の“努力”によって公民基礎もしくは公民総合という位置付けになった筈であった¹⁶⁾。だが、2018年制定の「公共」の学習指導要領の文部科学省解説を見ると、「自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、他者との協働により国家や社会など公共的な空間を作る主体であるということを学ぶ」であるとか、「公民科に新たに必修科目として設けた『公共』はその「目標に『人間としての在り方生き方』を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある」など¹⁷⁾とする、道徳教育や全体主義・協同体主義の名残りが大いに見られる¹⁸⁾。この科目名を残した弊害かもしれない¹⁹⁾。このため、この新科目では、現代史を学習するという色彩は当然に希薄となった。また、「現代社会」は共通テスト(旧センター試験)以外で入試科目として指定する大学学部が極めて少なく、いわゆる受験科目として認識されていなかった²⁰⁾が、このことは「公共」でも同様である。また、「政治・経済」で受験できる大学学部は一般的に減少傾向にあり²¹⁾、特に私学文系の受験科目の地歴・公民では大半の受験生が「日本史」もしくは「世界史」を選択している状況なのである。つまり、理系も含めた殆どの受験生にとって、戦後史は受験対策上、学習の必要がほぼなくなっている。結果、現在の世の中を理解するのに必要な現代史部分を学ばぬまま大学生となることが多く、法学部・法学科等でもそうなのである。

こういった事態を解消すべく、新課程では、「歴史総合」という新科目が誕生した²²⁾。1989年公示の学習指導要領により、全高校生に、少なくとも近現代史を学習させたいという趣旨で生まれた「日本史A」と「世界史A」²³⁾を融合させ、かつ、それを必修科目化したものである。要するに、近現代史を、日本史・世界史という区別なく、全高校生に横断的に学習させようという意図

が前面に出たのである²⁴⁾。学習指導要領解説では、「近現代の歴史の変化に関わる諸事象について、世界とその中における日本を広く相互的な視野から捉え、資料を活用しながら歴史の学び方を習得し、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察、構想する科目」とされ、その「学習の中心」は「世界とその中の日本の相互作用や、それぞれの独自性、互いの共通性などの諸点から、世界とその中における日本の過去と現在を考察することにある」とされ、世界史の中の日本史、日本史と世界史の融合が謳われた²⁵⁾。また、そこでは、「暗記科目に墮した歴史教育と、現代の諸課題に向き合っていない社会史研究」²⁶⁾への批判も窺われるように思われる²⁷⁾。このような科目の新設は、近年の文部科学省²⁸⁾による政策の中では(珍しく?)評価されている。

ところが、「歴史総合」制定のところがきちんと関係者に伝わるかには、なお幾つかの関門が控えているようにも思える。前述のように、高校の歴史の先生のももとの専門は古代か中世であることが多く、近代以降であることは少ない。また、仮にこの点がクリアできても、講義者としても日本史か世界史(もともとは東洋史、西洋史など)が長く専門であって、それ以外を教授するのは困難が伴うというのが現状ではないだろうか。例えば、大学の卒論がエジプト王朝だった世界史の教員が戦後の財閥解体を語る、大学の卒論が物部氏だった日本史の教員がキューバ危機を語る、というご苦労があるのであろう。そして、これを円滑に進めるには教科書の整備が重要であるのであるが、高校の日本史・世界史で圧倒的シェアを占めてきた山川出版社による「歴史総合」詳説版教科書²⁹⁾は、日本史と世界史を並列的に語っているように見える。これは、「歴史総合」本来の目的を十分に果たしていないとも言えようが、担当教員は分担でき、生徒も受験対策上はその方が望ましく、大学の入試出題者も大きな対策をしないで済むという点で、その何れにも好ましいのである。近視眼的に現場の声を聞けば、かえって改革は成功しないという矛盾に陥っている。こういったことが体系的に改革されるかどうかにか成否がかかっている³⁰⁾。

そして、全世代の日本人を見渡せば、先行する世代を中心に、相当数の高校

での近現代史空白者（もしくは忘却者。特に日本現代史空白者）がいることは明らかである。残念ながら、今後も、日本人の多くは、高校は出ていても近現代史の理解は不十分である。大学の法学部・法学科や法科大学院教育においては、そこでの研究・学習の基礎となるそういった素養の育成のため、その補充が独自に必要であろうことを示唆していよう。

2 大学法学部等における法制史・政治史教育事情

かくして、近現代史を十分に学ばぬまま、法学部や政策学部などには学生が入学してくることとなる。さて、大学の法学部なところで歴史を学ぶ科目として、多くの人が認識する科目としては、法制史や政治史と称する科目が思い浮かぶであろう。以前は、講義担当者の専門の特定の時代と領域ばかりを集中的に講義する授業もあった³¹⁾のであろうが、最近では少数派となり、学部講義が通史的なものになっていることは喜ばしい。演習でも特殊講義でもない、一般的な講義科目はそうあるべきであろう。

だが、基本的に日本法制史であれ、西洋法制史であれ、講義内容は、少なくとも中心テーマとしては中世や近世であることも多い。2023年度の主な大学の「日本法制史」科目のシラバスを見ても³²⁾、前近代を講義する古典的な姿のものがなお多い。西洋法の継受以前の、中国からの影響を受けた日本法とは何かということこそが日本法制史学の明治期以来のテーマであったと思われるし、そういった公法や私法の近代での経緯は、「国法学」や「民法総則」が語ればよいということなのであろう。現在でも、東北大学³³⁾、金沢大学³⁴⁾などではそうである。また、北海道大学³⁵⁾、名古屋大学³⁶⁾、岡山大学³⁷⁾、学習院大学³⁸⁾、同志社大学³⁹⁾、立命館大学⁴⁰⁾などでは、確かに明治以降も講義はされているが、あくまでも明治初期まで、もしくは大半が前近代についての講義と言ってよいもので、古典的講義の亜種と言えよう。近年執筆された日本法制史の通史的共著教科書⁴¹⁾を見ても、本文514頁のうち、近代は343頁以降、

第二次世界大戦後は 476 頁以降であり、高校の教科書同様、前近代、特に 121 頁以降の中世・近世の武家社会のウエイトが大きいことが解る。大学法学部の日本法制史講義が中世・近世に力点があることは自然という空気がそこには見える⁴²⁾。学生は多くの場合、高校での全員受講科目「日本史」でよく見た、古代から講義が始まって幕末で時間切れというデジャブ (déjà vu) を、法学部でも味わうことになるのであろう。

無論、前近代・近代を通して講義を行うと宣言する大学もある。京都大学⁴³⁾ や中央大学⁴⁴⁾ では、一つの講義の中で一気通貫に古代から占領改革までが講義される。東京大学⁴⁵⁾ や早稲田大学⁴⁶⁾、明治大学⁴⁷⁾、関西大学⁴⁸⁾ では、同じ教員による前近代と近代の 2 科目が用意されている。大阪公立大学⁴⁹⁾、慶應義塾大学⁵⁰⁾ や関西学院大学⁵¹⁾ では、複数の教員により同様の展開となっている。これらは、ある程度の大規模校で、日本法制史の科目複数用意できるか、担当教員が専門領域以外も通史的に講義する個人技に頼ったことの結果であり、全ての大学法学部ができるものではないであろう。

これに対して、大阪大学では、日本法制史と言え、近代のみを対象とする講義が長年展開されている⁵²⁾。神戸大学⁵³⁾、香川大学⁵⁴⁾、千葉大学⁵⁵⁾、立教大学⁵⁶⁾、法政大学⁵⁷⁾ もそうである。一橋大学は中央大学所属の非常勤教員が講義をしているが、本務校とは異なり、科目名に合わせた近代中心の講義である⁵⁸⁾。何れも、通史的な授業を開設している大学に比べると法学部の規模がやや小さく、それができないとなれば、以前の高校「日本史 A」の如く、前近代法史の講義を捨て、潔く近代法史に徹したものと評価できよう。大阪大学出身者中心の近代法制史家は、近代に特化した共著教科書を刊行させている⁵⁹⁾。同様の教科書は川口由彦によっても刊行されている⁶⁰⁾。

法学部での歴史研究が、対象が「法」であるとしても、古文書学的にはなかなか文学部の歴史研究の牙城は崩せないきらいがある⁶¹⁾。逆に文学部流近現代史に勇み足のようなものを見ることもある⁶²⁾。法制史学の真骨頂は、明治民法などの法典化や市制・町村制などの制定であるか、戦後占領下の GHQ との交

渉過程⁶³⁾などの文献研究にあるのであろう。このことは、文献(古文書とは言えないかもしれないが)研究ではあるが法令の解釈、近代的な統治システム下での現象に強みがあり、要は明治維新から戦後改革の間こそが法制史学の強い領域であることを示唆している。しかし、占領史研究が本格化するのは1970年代のことだそうである⁶⁴⁾。戦後改革を、戦時動員体制との連続で考えるのか断絶として考えるのかなど、近代と現代の境目を巡っても論争が続いている⁶⁵⁾。また、分析手法としても政治学・行政学などに頼る方法があり得るため、天川晃⁶⁶⁾などの研究も参考となるであろう。テーマの特性から、戦後改革となると一部の憲法学者が参戦しており⁶⁷⁾、まさに、「戦後占領期の我が国における法制改革に関する研究は、主として実定法学者が現行法の沿革への関心から進めて来たものである」⁶⁸⁾とも言え、その結果、「制憲過程についての研究が進んだことによって、アメリカの軍人が短期間で作った草案の『押し付け』、という図式が単純に過ぎることが明らかにされつつある」⁶⁹⁾とも言えよう⁷⁰⁾。

しかし、こういった研究成果の蓄積や講義状況を踏まえても、一般的に法制史と名の付く講義科目が現代史を語っていることはほぼ発見できない⁷¹⁾。法学部における法政史研究のテリトリーは終戦直後までという暗黙の了解があるかのようである。それ以降の、独立回復といわゆる「55年体制」以降の歴史は、なお同時代史的に老人によって語られ得ることもあるほか、非公開の重要文献があるために文献学の域を超え、政治過程に対する社会学的色彩を強めた政治学的分析や、実定法学による判例研究⁷²⁾や学説論争、もしくは法社会学の研究の守備範囲に属していることのため、法制史学の領域となっていないのであろう。無論、「現代史」というカテゴリーは存在し、歴史書としても多く著書が刊行されていると認識する⁷³⁾が、それは政治学や経済学、社会学などの諸科学を駆使したものであり、必ずしも(文学部国史学科卒などという意味での)歴史家の射程でもないことが目立つのである。少なくとも、現時点で、占領改革・戦後改革が完全に終わった時期以降の現代法制史研究は法制史家の守備範囲でなく、「現代法制史」は法学部の講義科目として成り立ち難い状況にある。

3 大学における実定法学教育事情を踏まえて

法制史科目はあまり近現代、^{なかなずく}就中、現代の歴史については殆ど語らないらしい。だが、高校での「歴史総合」ではないが、現在の日本法の解釈に勤しむ多くの法学部生が知るべき法制史とは、まずは日本近現代法制史であろう。現行基本法令に関する制定史と適用・運用の経緯、その社会への影響と社会からの反応を学ぶことが肝要である。日本国憲法の解釈に間接的に影響を及ぼしている各国憲法の状況について「比較憲法」⁷⁴⁾で学ぶことも大事である。今でも各法分野の歴史は当該分野の講義で冒頭になされるであろうが、それだけでは分野横断的な当該事象の相互関係の把握は難しい⁷⁵⁾。各法分野の相互の関連、政治・経済・社会との関係を総合的に把握しておくべきである⁷⁶⁾。

そこで、国家体制改編後の戦後の法制史を政治・経済・社会との関係で語る「戦後法政史」のような、高校での「歴史総合」の如く必修性の高い法律学入門科目を最低限設置すべきことを提言したい⁷⁷⁾。現在、近現代法制史のような科目は、設置学部においても一般に必修性の高い科目ではなく、かなりの学生は受講していない。そして、前述した、高校での地歴・公民の履修状況と併せると、治安維持法も満洲事変もナチズムも知らない法学部出身者を(法科大学院まで視野に入れば、法曹を)濫造する危険がある点でも問題である。それで果たして、君主制の立憲的運用(民本主義)や民主主義自体の限界・危険性を認識した⁷⁸⁾、法の適切な使い手を育成していようか。こういった状況が、例えば、一部憲法学者集団に明治憲法史観を蔓延させている一因となっていることを思うと、甚だ遺憾である⁷⁹⁾。法学部生たるもの、憲法や民法などの基本科目の理解のためにも、近現代法政史(もし、機会がなければ、日本史・世界史共に近現代史の概説書の文献講読)の学習は必要と言ってよいであろうが、その仕組みが、否、その発想すら、法学部のカリキュラム制作側でない点は疑問である。

現在有効な法令の解釈のため、現代法政史の学習は必要である。授業科目と

してもないようであるが、著作としても、現状では希少である。確かに、資料・年表集の中には近現代を貫通して、黒船来航から著作刊行前年までを扱うもの⁸⁰⁾もあるが、それは法令集だからこそ成り立つのであって、教科書・概説書では困難さも感ぜられる⁸¹⁾。「近代」を標題としつつ、戦後も取り扱う法制史家による教科書⁸²⁾もあるが、本文460頁のうち「現代法の展開」は401頁以降に留まり、その中心は近代、戦後改革までという印象である。法制史家による「戦後法制史」を謳う入門書もあるが、これも、「1945(昭和20)年8月から1955(昭和30)年くらいまで」⁸³⁾という意味での「戦後」の法制改革を語るものである⁸⁴⁾。戦後法政史の概説書は乏しい。

筆者が、必要な科目を「戦後法制史」ではなく「戦後法政史」だと語っているのは、筆者の専攻が憲法学であることとも関係があるのかもしれない。終戦を境に国家体制の変容、憲法の全面的切替えを発端とする戦後法制の展開を描くには、「55年体制」や東西冷戦など、国内・国際の政治情勢の変化を踏まえずしては無理だという感覚があるからである。それを体現すれば、日本国憲法史を軸に、政治・経済・社会史を語りつつ⁸⁵⁾、戦後法制を整理して語るという在り方があり得よう⁸⁶⁾。また、注意しなければ、東西冷戦の残像のような護憲・改憲の対立⁸⁷⁾というようなイデオロギッシュな史観に彩られる危険があり⁸⁸⁾、党派的ではないにせよ、あまりに思想中心にもなりかねない⁸⁹⁾。但し、憲法体制を中心に考え過ぎると、憲法判例の変化に影響を受けた家族法分野などを除けば、私法や刑事法の歴史が抜け落ちてしまう危険があろう。また、判例や学説の変化が抜ける危険もあろう⁹⁰⁾。法文だけでなく判例や学説の変化こそは「生ける法」であり、記述が必要なところ、文献学的研究——及び、法文に書いていないことは何をしてもいい、およそ先例など無意味だと厚顔無恥に言い放つ愚かな法学者・法律家ら——には限界があろう。

そうなれば、講義科目「戦後法政史」は一人の実定法学者が担当することが望ましい。各々、戦後という限られた範囲ではあるが、史観を背負って——法解釈学を営みとしてきた研究者が、あるいは史的叙述について未熟でも——こ

れと格闘すべきである。憲法研究者を想定して議論を進めてきたが、専門が民法や刑法の場合でも状況はほぼ同じであろう。以前、有力大学の「法学入門」は有力な老教授が語るものであった。筆者の知る限りでも、團藤重光⁹¹⁾や阿部照哉といった一人の教員・研究者が行っていた。だが、分業の進んだ今日、一人の実体法学者が担当することは難しいのかもしれない⁹²⁾。京都大学の「法学入門」は多くの教員によるオムニバス形式である⁹³⁾。そういえば、戦後法政史の教科書も、憲法や政治学を中心としつつも、多くの法分野や政治学の研究者の共著となる運命なのかもしれない。ただ、現在でも東京大学では小粥太郎による入門的講義が行われており⁹⁴⁾、戦後法政史の教科書も歴史書であるというのであれば、本来は単一の研究者が執筆すべきであり、それに基づく講義も単独で行うべきように思われる⁹⁵⁾。

そして、この際、今日では、そうした入門的な戦後法制史の対象に国際法があること、国際政治の主な流れについての把握が大事であることを忘れるわけにはいかない⁹⁶⁾。多くの国際条約、特に多国間条約は、現在の法制を考えるにあたり重要なアイテムであり、「戦後法政史」の内容から外すことはできない。併せて、高校の地歴・公民教育でも駆け足で終わるのがせいぜいである、日本近代の戦争(植民地と侵略)の歴史を、その前史として、せめて法学部生には学習しておいて欲しいという思いもある⁹⁷⁾。

おわりに

「戦後法政史」の構築には様々な困難が予想される。「現在に最も密着し個々の生命に直接に連なる過去を対象とする」ために「その方法を最も研ぎ澄ます必要がある」⁹⁸⁾上、「法や政治」を対象とするために「通常の方法よりも一段高度に洗練された」歴史学的作業が要求される⁹⁹⁾としても、講義者は、より基本的に、まずは戦後史の事象を知らしむべきである。その第一歩は「戦後法政史のすすめ」に留まるものかもしれない。戦後法政史に関して、法学部生

が、実定法解釈を適切に行うためにもおよそ知識不足であることをよく認識したい。ポスト法科大学院騒動後の法学部の存在意義を再考のため¹⁰⁰⁾としても、その第一歩は必要である。

社会科学において追実験は禁じられた児戯であり、歴史学習は必要である¹⁰¹⁾。「今をわかること、未来への展望を見出すこと。それには歴史的思考を強靱なものにしていくしか方法はありません。」¹⁰²⁾この意味で、社会科学の一分野を学ぶ者は——歴史学の下僕にならないよう留意しつつ——歴史を学ぶ必要がある。そうではなく、現在を起点とする法政史的検討（歴史のための歴史学、過去学ではない）が必要であるということもある¹⁰³⁾。だが、それに最も必要な現代・戦後部分が語られていないことは由々しき問題であり、その解消へ向けて勇氣ある第一歩を進めるべきだと訴えたい。

戦後法政史を語ることは日本国憲法体制とは何であったかの言明となろう。あるいは、東西冷戦とポスト冷戦というシステムの壁の間での、覇権国ではない日本の宿命的な法の姿を描き出すことか。最悪は、法文の理想と現実とが乖離していた今はなき日本国憲法時代を回顧する法学の一分野（「ローマ法」？）となることである¹⁰⁴⁾。そうなればいよいよ、近年の基礎法学然とした憲法学界の空気から離れ、研究者の晩年を憲法学者ではなく、実定法学的成果を実化させた戦後法政史概説書作家兼教師として過ごす途もないではないが¹⁰⁵⁾。

- 1) 以前に、君塚正臣「日本戦後史—日本国憲法の理念と国際関係の現実の狭間で」同編『高校から大学への法学』55頁（法律文化社、2009）[以下、君塚編前掲註1]Ⅰ書、と引用]を執筆したことがある（第2版・2016も同頁）。憲法史に限っても、君塚正臣「日本憲法史」同編『ベーシックテキスト憲法』23頁（法律文化社、2007）を執筆したことがある（第2版・2011、第3版・2017、君塚正臣＝森脇敦史編・第4版・2023も同頁）ほか、君塚正臣『憲法—日本国憲法解釈のために』60頁以下（成文堂、2023）[以下、君塚前掲註1]Ⅲ書、と引用]は戦後憲法史部分である。同書72頁は、「社会科学（就中、法）を学ぶ者は近現代（法政）史を学ぶべきである」と語る。
- 2) 「冷戦を雪合戦と思っている人がいるらしい。降る雪や昭和も遠くなりけり。」君塚正臣「国家による殺人—戦争と平和—『戦場のメリークリスマス』—平和主義」野田進＝

松井茂記編『新・シネマで法学』80 頁注 14 (有斐閣、2014)。

- 3) 君塚正臣「憲法・統治機構論的公正取引委員会論—それを典型的の独立行政委員会と比べてよいのか」横浜国際社会科学研究所 28 卷 3 号 23 頁 (2024) に示したように、独占禁止法の歴史はそのまま、高度経済成長期における、そのためには談合等も許容すべしという通商産業省・財界と公正取引委員会 (委員長は元大蔵事務次官であったことが多い) との戦いの歴史であり、明治以来の官民一体の経済発展を選ぶのか、国は資本主義市場の夜警に徹する程度であるべきなのかという、基本的な哲学の争いであったろう。
- 4) 筆者も流石に元首相の吉田茂は知らない。ただ、同世代と同様に田中角栄は知っていて (日本人は誰でも田中角栄の物真似ができた。君塚正臣「法雑学のすすめ—『憲法—日本国憲法解釈のために』 (成文堂、2023) の周辺」横浜国際社会科学研究所 27 卷 4 号 85 頁、94 頁 (2023))、彼を知っていると「東西冷戦」の下で「中選挙区制」故に保守政党に「派閥」が出来、「開発」 (日本列島改造論、新幹線・高速道路網計画) を進めるが故の「金権政治」 (金脈問題、ロッキード事件)、全農林警職法事件 (最大判昭和 48 年 4 月 25 日刑集 27 卷 4 号 547 頁) での急激な判例変更、そして岸信介・福田赳夫ラインでは想像もできなかったであろう「日中国交回復」まで理解できる、重宝な人であった。
- 5) 第 2 期安倍政権の経過については、君塚正臣『司法権・憲法訴訟論上』30 頁注 81 (法律文化社、2018) 及び同『続 司法権・憲法訴訟論』59 頁注 369 (法律文化社、2023)。
- 6) なお、主要司法試験科目の「基本書」の推移等について、君塚正臣「憲法基本書論—独自のではない基本書執筆に向けて」横浜国際社会科学研究所 27 卷 2 号 19 頁 (2022) 参照。
- 7) 君塚正臣「勉強の裏ワザ教えます!—法学・政治学では裏ワザはメビウスの輪の如く」関西大学通信 282 号 5 面 (2000) 参照。「法律学を広汎に勉強しさえすれば法律学はわかる」わけでもなく、「全教養は法学政治学の堂々たる『裏ワザ』」である。また、いわゆる基本 7 科目以外の学習に際しては、君塚正臣編『法学部生のための選択科目ガイドブック』 (ミネルヴァ書房、2011) を参照されたい。
- 8) なお、ヨーロッパ史では第一次世界大戦とそれに伴うロシア革命、ドイツ帝国やオーストリア=ハンガリー帝国、オスマン帝国などの崩壊を近代と現代の境としていることが多いようである。ナチスの登場も、現代の大衆民主主義の悪しき産物と捉えた方が腑に落ちる。君塚前掲註 1) Ⅲ書 44 頁 (☞参照)。
- 9) その際の改革は、「英語 4 技能」と「民間委託」ばかりが目立ち、「払い下げ」利権に政治家・企業が群がる構造があったようである。青木栄一『文部科学省』217 頁以下 (中央公論新社、2021)。共通テストは思考力を問うとの姿勢からか一般に難化し、私学専願受験生が撤退気味である。
- 10) 但し、一橋大学二次試験「日本史」では 3 問中 1 問が近代 (黒船来航以降)、1 問が現代

(戦後)というのが慣例のようであり、多くの大学とは状況が異なる。

- 11) 君塚前掲註4) 文献92頁参照。
- 12) 筆者が気付いたきっかけは、「フランス革命ってなんですか?」という、ある学生の質問であった。君塚編前掲註1) I書i頁。
- 13) 例えば、菊部直ほか『高等学校 公共』(帝国書院、2022)では、46頁に近代立憲主義に関する年表、110-111頁に戦後日本政治に関する年表、130-131頁には戦後国際政治に関する年表、160-161頁に戦後日本経済に関する年表が付されるなど、工夫が見られた。
- 14) 南アフリカ共和国のアパルトヘイトが1994年に終わったのは、欧米諸国がその有するレアメタルを欲してきたが、東西冷戦の終結でその価値が相対的に下がって、非人道的な政策を容認できなくなったからである。宮路秀作『現代史は地理から学べ』238頁以下(SBクリエイティブ、2023)。イラン・イラク戦争がシャトルアラブ川の水利権、即ち、水の争奪戦である(同書180頁以下)、チュニジアのジャスミン革命の遠因が小麦輸入困難に伴う食料価格の高騰である(同書212頁以下)ことなども興味深い。政治がイデオロギーや宗教・哲学で動くこともあるが、多くの場合、物的・経済的、もっと言えば身体・生命的な欲求によることが多いことも忘れてはなるまい。なお、高校の地理は、長年かけて自然地理学ではなく人文地理学であることになっている。君塚前掲註4) 文献97頁参照。地震国で高校「地学」の存在感が薄れていることも憂慮する。
- 15) この際、君塚編前掲註1) I書iv頁で訴えていた、高校での法教育における民法・刑法の欠陥は解消されたように思う。大村敦志もこれに同意的で、高校の公民科での労働法、国際法・国際政治の分量の多さを改めて驚いていた。大村敦志=君塚正臣『『法学教育』をひらく(第1回・第2回)君塚正臣先生 その1・その2』(<http://www.houkyouiku.jp/13090502> <http://www.houkyouiku.jp/13091201> 2024年1月23日閲覧) 参照。
- 16) 君塚正臣「高等学校新科目『公共』と法教育に関する覚書―入試科目としての対応も含めて」横浜国際社会科学研究所 24巻1号1頁(2019)など参照。
- 17) 「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 公民編 平成30年7月」(https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_04.pdf 2024年1月22日閲覧) 参照。
- 18) こういったことのため、科目「公共」もしくはその学習指導要領等は多くの批判を浴びている。森下一成『『公共的な空間』における公権力の不在あるいは意図的な忘却―平成30年度高等学校学習指導要領『公共』における『公共的な空間』に関する記述をもとに』未来の保育と教育―東京未来大学保育・教職センター紀要5号101頁、103頁(2018)は、その「公共的な空間」が「さまざまな意見・利害が存在し、時に激しい対立を引き起こす」ものであるにも拘らずその理解が「牧歌的なもの」であると批判し、國原幸一朗「高等学校公民科『公共』の授業内容と方法における課題―『現代社会』と比較して」名古屋

学院大学論集人文・自然科学篇 59 卷 2 号 27 頁、29 頁 (2023) は、「高等学校の道徳教育は『公共』が担っている感が強い」と指摘し、「次期学習指導要領の新設科目『歴史総合』と『公共』の問題点」茨城教育研究所通信 29 号 1 頁以下 (2018) (<https://ibakk.web.fc2.com/tuusin29gou201810.pdf> 2024 年 1 月 22 日閲覧) は、「『学習指導要領』の『幸福・正義・公正』図式に迎合しようとするために、叙述は論点先取のあげく堂々巡りを続け、3 つのお題の辻褃をあわせようと、いささか飛躍のある論理を展開する」などと批判した。今陽童「『公共的な空間における基本的原理』と社会契約説」民主主義教育 21 14 号 103 頁 (2020) も参照。そもそも「公共的な空間」をイメージするものが社会科学諸学問間で異なり、教育哲学の立場からも「解釈の定まらない抽象度の高い文言」(倉部有佳「ハンナ・アーレント『公的領域』の考察—『公共』における『公共的な空間』をめぐる』教育思想 50 号 77 頁 (2023)) と評され、憲法学においては、それは広場や公民館などのパブリック・フォーラムが想定される用語であることに鑑みると、唐突な「公共的な空間」なる用語は、文科省による造語、ある種の誘導がないのかと疑わせるものである。せっかくの、公民基礎(公民総合)的な科目としようとした多くの善意(合憲限定解釈的处理)を傷付けた感がないではない。現状では、単独で共通テスト科目とすることや、私立大学の入試科目として導入することは憚られよう。

- 19) 名称は大事である。以前、「国家保護義務」という学説が悪用されがちであることを、芦部信喜、佐藤幸治の著書を引用しつつ指摘したことがある。君塚正臣「続・法雑学のすすめ—『憲法—日本国憲法解釈のために』(成文堂、2023)の周辺」横浜国際社会科学研究 28 卷 1 号 105 頁、109-110 頁 (2023)。そこでは、「憲法学者は免許なき危険物取扱事業者である。新しそうなものに飛び付くときには、その波紋の国家国民の影響(意図的にそれを悪用する権力者等がいること)を忘れるべきでない」とも述べた。社会的権力、憲法制定権力、国家緊急権など、まさに「危険物」だらけなのである。筆者は憲法 13 条解釈について一般的自由権説に立ち(但し、厳格審査を施される精神的・身体的自由権的なものと、合理性の基準でしか保護されないそれ以外のものがあるとする)、人格的自律(的利益、核心)説に立つことをしなかった。君塚前掲註 1) Ⅲ書 168 頁以下。第 1 に、憲法 13 条が人権条項の総論的位置にあり、14 条とともに包括的人権(基本権)と呼ばれる位置付けをするのであれば、表現の自由や生存権、参政権と横並びの個別的人権である「人格的自律権」を想定するよりも、包括性を維持した一般的自由権、もしくは一般的自由権説的な権利だとするのが素直な体系的理解だと思えることがある。第 2 に、一般的自由権説がいわゆる「人権のインフレ」を招来するとの批判もあるものの、筆者は、二重の基準論を相当程度そのまま貫徹すべきとの立場に立っており、酒・煙草・麻薬などの自堕落な行為や冬山登山・アクロバット飛行などの危険行為の多くは緩やかな合理性の基準で制限できると考えるので、そのような懸念は当たらないと言えることがある。そして、第 3 に、「人格」的自律という言葉が佐藤幸治の手を離れて一人歩き

したとき、あるべき「人格」者たることを日本国（憲法）は求めているのだという、国家主義的で道徳主義的な理解を導いてしまうのではないかという懸念が強くあるからである。これは、佐藤幸治らによる「国家保護義務」への懸念がここでそのまま妥当すべきものである。この意味で、新課程科目名の「公共」においても集団主義・協同体主義的な公権解釈が登場したことは、やはり名称の言霊の力を目一杯牽制すべきことを証明しよう。芦部通説・多数説的に言っても、大日本帝国憲法の否定の上に立つ日本国憲法の基本的立場は何よりも個人主義・自由主義である。そうであれば、集団主義・協同体主義的解釈に基づく学習指導要領やその解説は上位法である憲法に反し、事件争訟性が生じ、国家賠償訴訟か抗告訴訟かとなれば、違憲無効とされねばなるまい。解説者はそこでの混乱を予測しているのか、大いに疑問である。「東京で見て中道・中庸だとしても、別の地域ではそれは異端な急進的見解であることがある」一方、「京都で保守的と言われる人は、東京では大概、右翼と呼ばれ」易い。君塚前掲註6）論文40頁注45。

- 20) 2025年度以降の新課程では、共通テストの「地理歴史・公民」の受験科目は、「地理総合、地理探求」、「歴史総合、日本史探求」、「歴史総合、世界史探求」、「公共、倫理」、「公共、政治・経済」、「地理総合、歴史総合、公共」である。このため、共通テストにおいては「公共」は単独の出題がなされないこととなった。この点は「現代社会」とは異なる扱いである。なお、「公共、倫理」と「公共、政治・経済」を同時に選択すること、「地理総合、歴史総合、公共」の中で「公共」を選択した者が「公共、倫理」や「公共、政治・経済」を同時に選択するなど、一部の科目名が被る科目同士を選択することなどはできない（但し、「歴史総合、日本史探求」と「歴史総合、世界史探求」は同時に選択できる）。
- 21) その入試問題の分析と批判について、君塚正臣「私立大学入学試験『政治・経済』における日本国憲法の扱いについて―出題の法社会学?」横浜国立大エコノミア56巻2号51頁（2005）、同「続・私立大学入学試験『政治・経済』における日本国憲法の扱いについて―司法制度改革・法教育の導入以降」横浜国際社会科学研究所20巻3号15頁（2015）など参照。近年、一橋大学二次試験の選択科目から「倫理、政治・経済」が廃止され、早稲田大教育学部一般入試の選択科目から「政治・経済」が廃止され、政治経済学部でも一旦廃止され、共通テスト等を用いた総合選抜型に移行した際に（独自出題ではないが）復活した。逆に、立教大学一般入試では全学入試化（文学部の一部の入試以外で外国語試験を外注）に伴い、受験日限定で「政治・経済」が選択できるようになった。
- 22) この科目の充実を意図して「シリーズ歴史総合を学ぶ」として刊行されたのが、小川幸司＝成田龍一編『世界史の考え方』（岩波書店、2022）、成田龍一『歴史像を伝える―歴史叙述と「歴史実践」』（岩波書店、2022）、小川幸司『世界史とは何か―「歴史実践」のために』（岩波書店、2023）である。
- 23) この段階で、近現代中心の「世界史A」と通史的な「世界史B」の何れかの履修が必要となっ

たが、近現代中心の「日本史 A」と通史的な「日本史 B」は、基礎的な「地理 A」と系統地理学・地誌学を学ぶ「地理 B」の中での選択必修科目となった。このため、地理歴史という教科の中で必修であるのは近現代世界史の部分だけということとなった。2022 年学習指導要領は、これに屈辱的な思いを抱いていた日本史と地理の関係者が巻き返し、近現代日本史と地理の基礎部分を必修化させたものとも言える。

- 24) しかし、小川前掲註 22) 書 91 頁は、これまでの世界史教育が「実は世界史がナショナル・ヒストリー (日本中心の見方) にすぎない」と批判する。
- 25) 「高等学校学習指導要領 (平成 30 年告示) 解説 地理歴史編 平成 30 年 7 月」(https://www.mext.go.jp/content/20220802-mxt_kyoiku02-100002620_03.pdf 2024 年 1 月 23 日閲覧) 参照。他方、「日本国民としての自覚、我が国の歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める」という文言も残り、国民国家である日本国の「国史」教育の一環という性格は残ったようである。
- 26) 小川 = 成田編前掲註 22) 書 18 頁 [小川]。これを危機意識として書かれたのが川北稔『砂糖の世界史』(岩波書店、1996) だと指摘する。
- 27) 加えて、これまでの「19 世紀ヨーロッパで確立され、それを保守している歴史学」が男性視点 (his story) であることも指摘できる。成田前掲註 22) 書 38 頁以下。森嶋外『鼠坂』(1912) にも政府側の男性の限界があると。成田同書 179 頁以下。
- 28) 行政改革 (省庁再編) の際に、文部省、厚生省、労働省を統合し、「国民生活省」という案があったという。寺脇研『文部科学省—「三流官庁」の知られざる実体』228-229 頁 (中央公論新社、2013)。憲法の社会権を担う官庁になるようにも見えた。しかし、文部省の統合相手は科学技術庁に決まる。最終的に総じて、その官僚は「事務系が文部系として、技術系が科技系として採用され」、「東大出身者が少なく、霞が関のなかでは女性割合が高く、必ずしも上位合格者が多いとは言えない」とされる。青木前掲註 9) 書 85 頁。審議官 2 ポストは文部系と科技系で分け合い、文化庁長官は文部系、官房長は科技系、重要な 4 課長ポストも 2 つずつ分け合った。寺脇前掲書 234 頁。ただ、このことは、省庁再編後に、かえって高校の地歴・公民教育や国立大学の人文・社会系学部の軽視を招くことになっていないか、憂慮する。また、文科省が自民党文教族や日教組など、政治に弱いこともしばしば指摘される。寺脇前掲書 136 頁以下など参照。
- 29) 岸本美緒ほか『歴史総合—近代から現代へ』(山川出版社、2022)。
- 30) これ比べると、山川出版社汎用版である久保文明ほか『現代の歴史総合—みる・読みとく・考える』(山川出版社、2022) は、日本の普通選挙運動を欧米における選挙権拡大の動きの中で論じる (105 頁) など、やや、日本史・世界史並列的記述の感は詳説版に比べると薄い、並列感は拭えない。だが、それ以外のものは統合の度合いが大きいようだ。例えば、川手圭一ほか『明解 歴史総合』(帝国書院、2022) は、産業博覧会 (55 頁)、

清朝の改革や列強の中国進出と日露戦争や条約改正の動き（77-78頁）、日本の敗戦とアジア諸国の独立（147頁）が同じ面で解説されるなどの変化が生まれている。

- 31) 現在でも、「歴史学の概念、幕末維新から明治 20 年代半までの近代歴史学成立史(文明史、官学アカデミズム史学の成立)、南北朝正閏論争と文化史学の成立まで」と「上記の文化史学なる方法論が成立・展開する過程を、明治哲学界に於けるヘーゲル受容から昭和戦前期の文化史学批判に至る迄、詳論する」とする九州大学の日本法制史講義の例はそう言える。[https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/slbssbdr.do?value \(risyunen\) =2023&value \(semekikn\) =1&value \(kougid\) =23152702&value \(crclumcd\) = \(2024 年 1 月 25 日閲覧\)](https://ku-portal.kyushu-u.ac.jp/campusweb/slbssbdr.do?value (risyunen) =2023&value (semekikn) =1&value (kougid) =23152702&value (crclumcd) = (2024 年 1 月 25 日閲覧))
- 32) 2023 年度版シラバスを検索してみたが、新潟大学、広島大学、熊本大学、東京都立大学、北九州市立大学、上智大学、青山学院大学では日本法制史を講義する科目がないようである。筆者の検索技術が低い故の漏れだとすれば、ご海容願いたい。
- 33) 「日本法制史Ⅰ」のシラバスによる授業の目的と概要は以下の通り。「法は歴史的な社会の文化的所産であり、それぞれの社会に対応するものである。そこで、本講義では、各時代の法の特色とそれをもたらした政治的・社会的条件にも留意しながら、古代より戦国期までのわが国における法の歴史について通史的に論じる予定である。」授業内容・方法と進度予定は以下の通り。「古代 1 大化改新以前、2 大化改新、3 律令法、4 行政組織、5 土地制度、6 租税制度、7 刑法、8 司法制度、9 親族法、10 相続法 中世 1 総説、2 中世の法、3 行政組織、4 刑法、5 司法制度、6 取引法、7 親族法、8 相続法、9 分国法」[https://qsl.cds.tohoku.ac.jp/qsl/syllabus/display/jb51020 \(2024 年 1 月 25 日閲覧\)](https://qsl.cds.tohoku.ac.jp/qsl/syllabus/display/jb51020 (2024 年 1 月 25 日閲覧))「日本法制史Ⅱ」のシラバスによる授業の目的と概要は以下の通り。「法は歴史的な社会の文化的所産であり、それぞれの社会に対応するものである。そこで本講義では、現代の法思想にも多くの影響を及ぼしたとされる江戸時代の法について、それをもたらした政治的・社会的条件にも留意しながら、概説的に論じる予定である。」授業内容・方法と進度予定は以下の通り。「1 幕藩体制国家、2 江戸時代の法①、3 江戸時代の法②、4 行政組織①、5 行政組織②、6 刑法①、7 刑法②、8 吟味筋①、9 吟味筋②、10 取引法①、11 取引法②、12 出入筋①、13 出入筋②、14 親族法、15 相続法」[https://qsl.cds.tohoku.ac.jp/qsl/syllabus/display/jb51030 \(2024 年 1 月 25 日閲覧\)](https://qsl.cds.tohoku.ac.jp/qsl/syllabus/display/jb51030 (2024 年 1 月 25 日閲覧))
- 34) シラバスによる授業の主題は以下の通り。「日本の法制についての通史を概観する。」授業概要は、ガイダンスの後、「2. 律令法 (1) 日本法制史概説 通史の概略を理解する」から「30. 幕藩法 (8) 公事師・公事宿について基礎を理解する」で終わる。[https://eduweb.sta.kanazawa-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/DetailMain.aspx?lct_year=2023&lct_cd=51-32401&je_cd=1&lct_idx=A00000000129472 \(2024 年 1 月 26 日閲覧\)](https://eduweb.sta.kanazawa-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/DetailMain.aspx?lct_year=2023&lct_cd=51-32401&je_cd=1&lct_idx=A00000000129472 (2024 年 1 月 26 日閲覧))
- 35) シラバスによる授業の目標は以下の通り。「時代や地域によって様々な法が見られること

に示されるように、法のあり方は社会構造と深く関わっており、両者の関係は、ある社会が法制度や法文化を外から導入する局面において、とりわけ鮮明に表れる。本講義では、日本史上に見られるそのような具体的事例として、古代における中国律令制の導入、近世における中国法典・法文化の部分的受容、近代における西洋法の『継受』に特に着目する。そして、法制史料に加え、多様な文学史料も用いつつ、これらの事例に関する歴史学的分析の一端を示すことによって、法とそれを支える社会構造との関係という普遍的な問題について、根本から考える機会を提供することを目指す。」授業計画 (概要) は、「Ⅰ 近代における西洋法の『継受』 (第 1 回-第 9 回) Ⅱ 近世における中国法典・法文化の受容 (第 10 回 - 第 19 回) Ⅲ 古代における中国律令制の導入 (第 20 回-第 29 回) 法と社会構造 (第 30 回)」<http://syllabus01.academic.hokudai.ac.jp/Syllabi/Public/Syllabus/SylDetail.aspx?langMode=1> (2024 年 1 月 25 日閲覧)

- 36) シラバスによる授業の目的は以下の通り。「日本法制史は、日本におけるこれまでの法の在り方を、当時の社会・文化的背景などとも関連づけながら解明することで、現代日本の法概念や法意識を相対化し、吟味するための視座を提供する学問である。本講義では、伝統法が最も発達した近世法に重点を置きつつ、前近代の日本における法の歴史を概観し、各時代における法の構造・機能を理解することを目的とする。また、近^マ伝統法と近代法との連続性と断絶性を把握するために、近代法の形成期にも言及する予定である。」授業の内容や構成は、「日本法制史の意義」の後、「02. 原日本法 (1) 政治と法」から「26. 近世法 (10) 行刑法」、「27. 近代法 (1) 近世から近代へ」などを経て、30 回で終わる。https://syllabus.adm.nagoya-u.ac.jp/data/2023/03_2023_X320000300520.html (2024 年 1 月 25 日閲覧)
- 37) シラバスによる授業の概要は以下の通り。「日本法の史的展開を概観する。」授業計画は、イントロダクションの後、「第 2 章 原日本法」から「第 12 章 近世から近代へ」を経て「第 19 章 明治憲法体制の終焉」で終わる。https://kyomu.adm.okayama-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/DetailMain.aspx?lct_year=2023&lct_cd=2023037346&je_cd=1 (2024 年 1 月 26 日閲覧)
- 38) シラバスによる授業概要は以下の通り。「歴史的に形成されてきた『日本』という秩序を、その重層性に留意しながら、法制史の側面から把握することを目指す。それによって、いわゆる西洋法継受が近代日本に行われる上で、それ以前の日本の社会構造が如何なる前提を提供したかを明らかにする。講義の対象となる時期は古代から近代に及ぶが、特に中世に重点を置く (そのことの意味は講義の中で説明される)。」授業の内容や構成は、「第 2 回 律令国家の形成」から「第 23 回 近世の民事法」、「第 24 回 明治維新と社会構造の転回」、「第 28 回 法典編纂と西洋法継受 (3) : 民事法」などを経て、30 回で終わる。[https://g-port.univ.gakushuin.ac.jp/campusweb_gk/slbbssbdr.do?value\(risyunen\)=2023&value\(semekikn\)=1&value\(kougicd\)=U110510401&value\(crclumcd\)=2442017000](https://g-port.univ.gakushuin.ac.jp/campusweb_gk/slbbssbdr.do?value(risyunen)=2023&value(semekikn)=1&value(kougicd)=U110510401&value(crclumcd)=2442017000)

(2024年1月25日閲覧)

- 39) 「日本法史Ⅰ」のシラバスによる概要は以下の通り。「『日本法史』(『日本法制史』)は、こんにちに至るまで様々なかたちで存在した『日本法』の実態について法的あるいは歴史的な関心をもってその解明を目指すとともに、『日本法』が辿ってきた歴史的な過程を総体的に捉えようと試みる、法律学における一分野である。『日本法史Ⅰ』では、『日本法史』における『裁判制度』および『訴訟手続』などの問題に関して、前近代(江戸時代以前)および近代(明治維新以降)において見られる諸法を素材として検討する。具体的には、古代における律令、中世における武家法、近世における江戸幕府法、さらには近代における諸法典を軸に解説を試みていくことになる。」授業計画は、「第2回 近代における裁判制度の特色(1)」から「第6回 近世における法と裁判(1)」などを経て15回で終わる。<https://syllabus.doshisha.ac.jp/html/2023/0308/10308403000.html> (2024年1月26日閲覧) 「日本法史Ⅱ」のシラバスによる概要のそれと異なる部分は以下の通り。「『日本法史Ⅱ』では、『日本法史』における『法源』および『法の担い手』などの問題に関して、前近代(江戸時代以前)および近代(明治維新以降)において見られる諸法を素材として検討する。具体的には、古代における律令、中世における武家法、近世における江戸幕府法、さらには近代における諸法典を軸に解説を試みていくことになる。」授業計画は、「第2回 日本の前近代法と近代法(1)」から「第6回 近世法の特色(1)」などを経て15回で終わる。<https://syllabus.doshisha.ac.jp/html/2023/0308/10308404000.html> (2024年1月26日閲覧)
- 40) シラバスによる授業の概要と方法は以下の通り。「ものごとをより深く理解するために、その歴史を知ることは非常に有効な方法です。法についてもそれは例外ではありません。この授業では、古代から近代はじめまでの日本の法と裁判の歴史を検討し、それぞれの時代に存在した法制度についての理解を深めることを目的とします。ご存知の通り、日本の法は明治時代に大きな転換を経験しています。それまでの日本の法と全くと言っていいほど性格の異なる西洋法体系を、この時期に全面的に取り入れたのです。第一に、現代の法に繋がるこの法史上の転換とその結果としての近代法について学びます。第二に、現代の法とはさまざまな面で大きく異なる前近代の法について学びます。これらを踏まえて現代の法について改めて考えてみることで、いろいろと新しい発見があればと思います。」授業スケジュールは、5-8回が「明治期の法典編纂と司法制度の整備」で、9-10回が「前近代日本の法と裁判・概説」などを経て30回で終わる。https://ctritsumei.ac.jp/syllabuspage/a8/80/6c/00_pc_ja.html (2024年1月26日閲覧)
- 41) 出口雄一ほか編『概説日本法制史』〔第2版〕(弘文堂、2023)。同年10月刊。
- 42) そもそも、近世を近代との断絶で捉えるのではなく、「銀というモノの物流を軸に新たな時代が生じたと見てと」るべきという史観が提示されている。小川=成田編前掲註

- 22) 書 48 頁 [成田]。岸本美緒『東アジアの「近世」』(山川出版社、1998) 参照。なお、「19 世紀前半の清朝では銀価の高騰で経済が混乱した。この経済混乱の原因について、現在の研究では諸説あって定まっていないが、当時の清朝ではイギリスのアヘン貿易によるものだという問題意識が高まった。」小川前掲註 22) 書 68 頁。
- 43) シラバスによる授業の概要・目的は以下の通り。「日本法の歴史的展開過程を概観する。本講義の主要な意図は、日本法の形成・転換過程の検討を通じ、現行日本の法体系を、時間軸に沿って、相対化して理解する視点を提供することにある。」授業計画と内容は、「(1) 序論・日本列島上の国家形成」で始まり、「(12) 明治国家機構の形成・王政復古」、「(29) 占領下の法制改革」などを経て 30 回で終わる。https://www.k.kyoto-u.ac.jp/external/open_syllabus/departmentsyllabus?lectureNo=2599&departmentNo=6 (2024 年 1 月 25 日閲覧)
- 44) シラバスによる授業の科目目的は以下の通り。「本講義では、日本における法をめぐる諸制度やの形成・展開やこれに関連する諸観念のあり方について学習します。講義においては、前近代の日本における『法』のあり方、すなわち成文の法典や法規と呼ぶべきものだけでなく、それぞれの時代において『法』なるものがどのように考えられていたかについて、当時の国家や社会、政治上の諸問題のあり方にも意識を置きつつレクチャーを行っていく予定です。」授業計画と内容は、ガイダンスの後、「2 古代 (1) 『法』の起源」から「15 前近代法から近代法へ」、「26 昭和戦時・戦時期・戦後期の法制」などを経て、28 回で終わる。https://syllabus.chuo-u.ac.jp/syllabus/detail/?id=10516&free_word=日本法制史 (2024 年 1 月 25 日閲覧)
- 45) 「日本法制史」のシラバスによる授業目的は以下の通り。「ヨーロッパ法を継受する以前の日本における『法』の作用構造について検討し、以て近現代の『法』の存立の特徴を側面から照らし出すための視座を獲得することを旨とする。今年度の講義では、明治 20 年代～30 年代揺籃期の『法制史学』について多少の時間を割いてややマニアックな話をしたうえで、本論に進む。本論部分では、近世 (江戸時代) に重点を置き、『法』の作用構造の展開を見通すことによって、日本社会に構造を与える仕組みの特質の一端に光をあて、近代日本がヨーロッパ法を継受した際の前提条件を探る。」講義細目は以下の通り。「【1】導入 【2】日本法制史学の出発 (4 回程度) 【3】中世までの概観 (4 回程度) 【4】近世社会の歴史的条件 (3 回程度) 【5】近世法の基本構造 (6 回程度) 【6】近世法の成型と展開 (5 回程度) 【7】『近代』への宿題 (3 回程度)」<https://catalog.he.u-tokyo.ac.jp/detail?code=0123651&year=2023> (2024 年 1 月 25 日閲覧) 「日本近代法史」のシラバスによる授業目的は以下の通り。「明治維新以降の日本は、植民地化を免れつつ、大陸ヨーロッパ法を中心とする西洋法システムを、急速かつ包括的に受容しようとした。このような法の『継受 (Rezeption)』のあり方は比較法史的に見て唯一とっていいほど稀有であるが、これが日本近代の法体系にとって根源的事象であり、今日、法シス

テムが、グローバル化と称するイデオロギーの下、深刻かつ無原則な変容にさらされているとはいえ、否その故に、現下の法のあり方を反省するためにもクルーシャルな意味をもつ。『継受』概念自体の限界が指摘されて久しいが、本講義では、あえて、この継受過程を、法規範のみならず、法思想、法システムの担い手としての法曹、法学およびそれと密接不可分に結びついた大学制度、といった、さまざまな側面から考察することを、当面の目的とする。」講義細目は以下の通り。「おおまかな柱としては、明治前期の「西洋的」民刑事裁判制度形成の過程と訴訟実務の史的考察、明治初期の刑事立法とその運用、旧民法・明治民法編纂作業とその後の私法学史、大日本帝国憲法の起草過程とそれを規定した国家思想の分析、帝国憲法下の公法学史、を叙述の中心としたい。」
<https://catalog.he.u-tokyo.ac.jp/detail?code=0123661&year=2023> (2024年1月26日閲覧)

- 46) 「日本法史Ⅰ」のシラバスによる授業概要は以下の通り。「現在の日本の法システムの基礎は、明治期に行われた、西洋法というこれまでとはまったく異なる法システムの導入—すなわち『西洋法継受』—にある。本講義では、その重要な前提となったにもかかわらず誤解されがちな江戸時代の法と裁判に焦点を当て、概説的に紹介するというより、具体的な歴史資料に基づき当時の人々の思考を追体験していただくことを目的とする。」授業計画はイントロダクションの後、「第2回 江戸時代の統治制度概観」から「第13回 江戸時代における『債権』概念(2) —『民事責任』をめぐる問題」に至り、第14回は試験。「日本法史Ⅱ」のシラバスによる授業概要は以下の通り。「近代日本が行った、西洋法というこれまでとはまったく異なる法システムの導入—すなわち『西洋法継受』—は、現行法において今なお重要な土台をなしている。本講義ではこの空前絶後の経験とその前提について、概説的に紹介するというより、具体的な歴史資料に基づき追体験していただくことを目的とする。」授業計画はイントロダクションの後、「第2回 近代の諸前提(1) 刑事編—江戸時代の律系法典と19世紀前半の刑事裁判概要」から「第13回 土地境界問題の歴史的背景(2) —地租改正の展開とその後の土地台帳制度」に至り、第14回は試験。
<https://www.wsl.waseda.jp/syllabus/JAA101.php#> より検索 (2024年1月25日閲覧)
- 47) 前近代部分の一方の科目のシラバスによる授業の概要・到達目標は以下の通り。「本講義は、前近代日本における法の生成発展の過程を捉えることを目的とする。各時代における法の構造と機能を明らかにすることにより、日本法に固有な特徴と外国法の影響について明らかにする。検討の対象は、国家組織に関する法にはじまり、刑法や民商法などの法典を含むすべての立法およびその解釈運用に係る規範はもちろん、それに携わった人々(法律専門家から一般民衆に至る)の法思想・法意識など、広範な事象に及ぶことになる。本講義を通して、受講生が日本法に固有の特徴について基本的な知識を習得することが目標とされる。新型コロナの感染状況にもよるが、可能な限り、対面で行う予定である。」授業内容はイントロダクションの後、「第2回：各時代における法の存

在形態と裁判の諸相」から「第 14 回：内済から勸解・調停へ」に至る。<https://oh-o2.meiji.ac.jp/Syllabus/syllabusView?syllabusYear=2023&syllabusNo=11H08501&kougicd=11H08501&langCode=ja&syllabusType=0> (2024 年 1 月 25 日閲覧) 他方の科目のシラバスによる授業の概要はこれと同じ、授業内容はイントロダクションの後、「第 2 回：近代に生き続ける律令」から「第 13 回：近世町人の遺言相続」に至り、試験で終わる。<https://oh-o2.meiji.ac.jp/Syllabus/syllabusView?syllabusYear=2023&syllabusNo=11H08601&kougicd=11H08601&langCode=ja&syllabusType=0> (2024 年 1 月 25 日閲覧) 近代部分の一方の科目のシラバスによる授業の概要は以下の通り。「明治維新後、日本は、世界史上例のないほど急激な『近代』資本主義化に『成功』し、法的な側面から見れば、旧幕藩体制期とはまったく異なる西欧近代的な法制度が全面的かつ急激に整備されていったと言われてきた。本講義では、明治法律学校が近代日本法の形成と発展にどのように寄与したかを中心に考察することを通して、現代日本法の特質とその功罪について考えてみたい。」授業内容はイントロダクションの後、「第 2 回：明治法律学校の誕生」から「第 13 回：布施辰治と山崎今朝弥」に至り、試験で終わる。<https://oh-o2.meiji.ac.jp/Syllabus/syllabusView?syllabusYear=2023&syllabusNo=11H08703&kougicd=11H08703&langCode=ja&syllabusType=0> (2024 年 1 月 25 日閲覧) 他方の科目のシラバスによる授業の概要は、後半について以下の通り。「本講義では、近代日本法の生成と発展を理解することで、現代日本法の特質とその功罪について考えてみたい。」授業内容はイントロダクションの後、「第 2 回：婚姻」から「第 13 回：梅謙次郎」に至り、試験で終わる。<https://oh-o2.meiji.ac.jp/Syllabus/syllabusView?syllabusYear=2023&syllabusNo=11H08802&kougicd=11H08802&langCode=ja&syllabusType=0> (2024 年 1 月 25 日閲覧)

- 48) 一方の科目のシラバスによる授業科目の授業概要はほぼ以下の通り。「一見すると現在とは断絶している前近代日本の法と秩序をとりあげながら、根底にはどのような法観念が存在した変化していったのかについて検討します。」授業計画はイントロダクションの後、「第 2 回 前近代法の概観：非近代における法について」から「第 13 回 前近代としての明治初期 (2)：維新期の法典」などを経て終わる。他方の科目のシラバスによる授業科目の授業概要はほぼ以下の通り。「近現代日本の法と秩序をとりあげながら、西洋から何を取り入れ、それがどのように変化していったかについて検討します。私たちが前提としている西洋的な法システムが、過去から現在へどのように接続・断絶・変容を経ていくかを確認することは、現在の法と法学を理解するための大きな一助となるでしょう。」授業計画はイントロダクションの後、「第 2 回 近代における社会変動と法 (1)：近代化をどう理解するか」から「第 14 回 占領期の法：占領管理体制」などを経て終わる。<https://syllabus3.jm.kansai-u.ac.jp/syllabus/search/kamoku/Senmon/Senmon01010030.html> より検索 (2024 年 1 月 25 日閲覧)

- 49) 一方の科目のシラバスによる授業概要は以下の通り。「この講義の目標は、現行の法や

制度が不変ではなく、長い時間をかけた試行錯誤の成果でありかつ途上であることを認識するとともに、批判的に再吟味する視点を養うことにある。具体的には、江戸時代の後期から明治初年にかけての法・裁判と、これらに携わった人びとにつき、各種史料を利用しながら概観する。取りあげる中心となるのは江戸幕府や明治新政府の法・制度（裁判組織・訴訟制度・刑罰など）であるが、他地域（大坂町奉行所・大阪府・紀州藩・肥後藩・高野山・若松県など）にも目を配ることで、近世における法・制度の地域性の存在と、近代以降の（困難を極める）それらの統一の過程についても意識する。」各回の授業内容は、「第1回 近世法の特徴（1）前近代における私的刑罰権の容認とその制限の過程」に始まり、「第30回 明治初年若松県の裁判と刑罰 大阪府との比較」で終わる。他方の科目のシラバスによる授業概要は以下の通り。「現代日本の国家及び法の原型は、19世紀後半から20世紀前半にかけての明治国家期に形成されました。この授業では、大日本帝国憲法の制定による明治国家の形成及び主要法典（刑法典、民法典）の編纂による近代法の継受の過程を学ぶことを通じて、日本法制史の知識を修得するとともに、法解釈学や政治学での学びを深めることを目指します。」各回の授業内容は、ガイダンスの後、「第2回 明治国家の建設①（幕末維新政治史）」に始まり、「第30回 家族法の展開③（戦後改革）」で終わる。<https://www.unipa.omu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml>より検索（2024年1月26日閲覧）

- 50) 一方の科目のシラバスによる授業科目の内容・目的・方法・到達目標は以下の通り。「我々が学んでいる法は、日本の固有法と西洋法とが混合して形成されているところに特徴がある。従って、明治以前より存在する固有法のなかに西洋法が導入され、この両者が混和・融合していく過程を理解しなければ、我が国の法を真に理解したことにはならないだろう。そこで本講義では、(1) 西洋法の摂取が具体的にどのように行われたのか、(2) 日本の固有法とは何か、(3) 日本の法学が西洋の影響を脱し、いかにして独自の方法を確立したかに焦点を当てながら、明治から現代にいたるまでの法制度や法学方法論の変遷を取り上げる。そしてこれを通じて、近・現代の法や法学の成り立ちを学ぶとともに、歴史的考察を今後の法発展に活用する方法を考察したい。」<https://gslbs.keio.jp/pub-syllabus/detail?ttblyr=2023&entno=60461&lang=jp>（2024年1月25日閲覧） 他方の科目のシラバスによる授業科目の内容・目的・方法・到達目標はほぼ以下の通り。「現在の日本の法システムの基礎」「の重要な前提となったにもかかわらず誤解されがちな江戸時代の法と裁判に焦点を当て、概説的に紹介するというより、具体的な歴史資料に基づき追体験していただくことを目的とする。」<https://gslbs.keio.jp/pub-syllabus/detail?ttblyr=2023&entno=17235&lang=jp>（2024年1月25日閲覧） 両科目とも、授業の計画の閲覧にはIDが必要とされ、閲覧できなかった。
- 51) 「日本近代法史A」のシラバスによる授業目的は以下の通り。「本授業では、明治憲法史を学びます。」「日本近代法史B」のシラバスによる授業目的は以下の通り。「本授業で

は、刑法史及び民法史を学びます。」「日本法史 A」のシラバスによる授業目的は以下の通り。「日本の前近代における国制を概説する。」「日本法史 B」のシラバスによる授業目的は以下の通り。「日本の前近代における裁判制度・刑罰制度を概説する。」<https://syllabus.kwansei.ac.jp/uniasv2/AGA030PSC01EventAction.do> より検索 (2024 年 1 月 26 日閲覧) 毎回の授業の詳細の記載はない。

- 52) シラバスによる授業の目的と概要は以下の通り。「本講義の目的は、歴史的観点からの現代へのアプローチという点を常に念頭におきながら、主要な近代法典が制定された明治期を中心に、日本における近代法体系の成立についての基礎的な事項を講義する。このことにより、国家・社会の変動の中で、人々が法制度を通じてどのような理念を実現し、守ろうとしてきたのかを、憲法、刑法、民法、裁判制度、法の担い手といった分野について明らかにする。」授業計画は、「第 1 回 日本近代法史概観と時期区分」に始まり、「第 15 回 第 1 次世界大戦以後の社会の変化と刑法における権威主義化」、「第 23 回 20 世紀における『家』制度の動揺」などを経て、「第 30 回 日本における民事紛争解決と弁護士制度の展開：なぜ日本において弁護士の数は少ないのか？」で終わる。https://koan.osaka-u.ac.jp/campusweb/campussquare.do?_flowExecutionKey=_c05F44EBF-0957-2BBF-851D-D6D3B504DD26_kFOEABB56-DFB9-FA4D-FB62-9BBFD9EF3E24 より検索 (2024 年 1 月 25 日閲覧)
- 53) シラバスによる授業のテーマは以下の通り。「本授業では、明治国家期の法制史を学びます。」授業の概要と計画は、イントロダクション以外、「第 2-3 回 明治国家の建設」に始まり、「第 28 回 日本国憲法第 24 条の成立」、まとめて終わる。https://kym22-web.ofc.kobe-u.ac.jp/campusweb/campussquare.do?_flowExecutionKey=_c2BBDD092F-CC0F-7D88-B956-80C588D168BB_k203C29C0-6EFB-D6FF-36CC-550FDDECD6AF6 より検索 (2024 年 1 月 25 日閲覧)
- 54) シラバスによる授業の概要は以下の通り。「日本法の史的展開を概観する。」授業計画並びに授業及び学習の方法は、イントロダクションの後、「第 2 回 明治国家機構の成立」に始まり、「第 14 回 明治憲法体制の終焉」を経て 15 回で終わる。[https://kyoumusyst.kagawa-u.ac.jp/campusweb/slbssbdr.do?value\(risyunen\)=2023&value\(semekikin\)=1&value\(kougicd\)=4217221-1&value\(crclumcd\)=S143030](https://kyoumusyst.kagawa-u.ac.jp/campusweb/slbssbdr.do?value(risyunen)=2023&value(semekikin)=1&value(kougicd)=4217221-1&value(crclumcd)=S143030) (2024 年 1 月 26 日閲覧)
- 55) 「日本公法史」のシラバスによる授業の目標は以下の通り。「本科目のテーマは、大日本帝国憲法の制定と憲法解釈学の展開である。今日の日本において施行されている様々な法、およびそれらを対象とする法学は、一朝一夕に出来上がったものではなく、近代化の過程で漸進的に整備され、発展してきたものであることは、周知の事実であろう。本講義では、特に憲法について、その制定の経緯を振り返りながら、併せて過去の法学者達がどのような時代状況と直面しながら法解釈学を発展させてきたのかを検討す

る。」https://syllabus.gs.chiba-u.jp/2023/101104101000000/B12E200101/ja_JP (2024年1月26日閲覧) 「日本私法史」のシラバスによる授業の目標は以下の通り。「近代日本における民法および民法学の成立過程を概観する。初めにヨーロッパにおける近代法の成立過程を紹介し、それが近代日本の私法秩序にどのように受容されていったのかを説明していく。」https://syllabus.gs.chiba-u.jp/2023/101104101000000/B12E200201/ja_JP (2024年1月26日閲覧)

- 56) シラバスによる授業の目標は以下の通り。「近代日本法の成立過程を西洋法継受の側面から理解することにより、今日の日本法の在りかたについて歴史的な観点から説明できるようになること。」授業計画は、「1 明治維新」に始まり、「14 刑法学の展開」で終わる。https://sy.rikkyo.ac.jp/web/preview.php?no_id=2302865&nendo=2023&t_mode=pc (2024年1月25日閲覧)
- 57) 3科目あるが、全て近代が対象である。シラバスによる3科目共通の授業の概要と目的はほぼ以下の通り。「法を理解するためには、公法・私法、刑事法・民事法など諸分野の法の相違を認識することが必要である。この認識には、解釈論的理解と並んで法制史的理解も必要となる。平面的ではなく、立体的に法を学ぶ機会を提供するのが、法制史である。」第1の科目の授業計画は、オリエンテーションなどの後、「第6回 固有名詞としての『維新法』」などを経て「第14回 近代法の形成 5 法典調査会と明治民法」に至る。第2の科目の授業計画は、オリエンテーションなどの後、「第3回 明治天皇と法1 和協の詔勅と大臣罷免」などを経て「第14回 昭和天皇と法2 軍縮と軍部」に至る。第3の科目の授業計画は、オリエンテーションなどの後、「第5回 事件と法1 大村益次郎襲撃事件」などを経て「第14回 事件と法10 大隈重信襲撃事件」に至る。https://info.hosei-kyoiku.jp/wp-content/uploads/2023/05/01_法学部シラバス.pdf (2024年1月25日閲覧)
- 58) シラバスによる授業科目の概要はほぼ以下の通り。「本講義では、日本における法をめぐる諸制度やの形成・展開やこれに関連する諸観念のあり方について学習します。講義においては、近代日本における『法』のあり方、すなわち成文の法典や法規と呼ぶべきものだけでなく、日本近代法の前提をなす前近代において『法』なるものがどのように考えられていたかについても、当時の国家や社会、また政治上の諸問題のあり方にも意識を置きつつレクチャーを行っていく予定です。」授業計画は、ガイダンスの後、「2 日本法史の時代区分と近代法の諸問題」に始まり、「12 昭和戦時・戦時期・戦後期の法制」を経て、まとめがあって終わる。https://syllabus.cels.hit-u.ac.jp/hit_syllabus/2023/05/05_1JB20201_ja_JP.html (2024年1月25日閲覧)
- 59) 井ヶ田良治＝山中永之佑＝石川一三夫『日本近代法史』（法律文化社、1982）。「第1部第1章 明治維新」に始まり、治安警察法や工場法を論じる「第3部第6章 治安立法と社

会政策立法」で終わる。井ヶ田は京都大学卒、同志社大学名誉教授で、博士号のみ大阪大学。山中教授は授業中、しばしば、何故法学部では近代法制史が教授されるべきかを「そうでしょ?」という独特の身振りと共に語られたが、要は、前近代の法制史は文学部の歴史研究の方が優れており、法解釈に長けた法学部卒が行う法制史研究は近代以降であるべきだというのがその趣旨であったように筆者は記憶している。

- 60) 川口由彦『日本近代法制史』〔第 2 版〕(新世社、2014)。1905-1945 年を「現代法期」としており、執筆範囲は明治維新から終戦である。川口は東京大学卒、法政大学教授。
- 61) 例えば、佐藤雄基『御成敗式目―鎌倉武士の法と生活』(中央公論新社、2023)の著者は東京大学文学部卒、立教大学文学部教授。何故「式目」なのか(57 頁以下)、「追加法」を本体にカウントするか(101 頁以下)などは興味深い。北条泰時の人格者ぶりに依拠せず、式目が武家社会・庶民に定着していったかを論じる。
- 62) 君塚直隆『立憲君主制の現在―日本人は「象徴天皇」を維持できるか』(新潮社、2018)が、もしも、日本国憲法における「象徴天皇」を君主に属するものと解しているとすれば、憲法論・国法論的には誤りである。日本国憲法 1 条で「主権」は「国民」にあるとされ、君主制ではない。多くの中学社会・高校公民科の教科書が、日本の政体を「共和制」でも「君主制」でもない「その他」(しばしば、ミャンマーの軍政やカダフィ政権下のリビアなどと共に)に分類してきたことには違和感がある。
- 63) 例えば、連合国軍総司令部(GHQ)担当セクションとの間の会談記録を法領域毎に綴った『連合国総司令部との会談報告書』や、法務庁渉外課事務官による会談報告書用紙に記された GHQ 各セクションとの会談記録などの貴重な記録は法務図書館の「未整理図書」として整理が望まれている。出口雄一「近代日本法史研究の見地からの立法資料としての価値」司法法制部季報 116 号 114 頁、116-118 頁(2007)参照。
- 64) 出口雄一「戦後占領期日本の法政改革研究の現況と課題」法制史研究 56 号 141 頁、141-142 頁(2006)。「この時期、東京大学社会科学研究所編『戦後改革 1-8』(東京大学出版会、1974-1975)や、思想の科学研究会編『共同研究日本占領』(徳間書店、1972)、同編『共同研究日本占領軍その光と影上・下』・『日本占領研究事典』(徳間書店、1978)等の成果が発表され、日本学術振興会編『日本占領文献目録』(日本学術振興会、1972)等の既往の文献を網羅した目録も刊行されたが、その後の研究動向に極めて大きな影響力を持ったのは、竹前栄治『アメリカ対日労働政策』(日本評論社、1970)、袖井林二郎『マッカーサーの二千年』(中央公論社、1974)、秦郁彦『戦後財政史終戦から講和まで三アメリカの対日占領政策』(東洋経済新報社、1976)等に代表される、アメリカで公開されはじめた原史料や占領当事者への聞き取り調査を用いることで、従来の手法からの方法的な離脱を試みた、緻密な実証研究であった。」
- 65) 出口同上 142 頁。これ以前には、独占資本主義段階の成立が現代の徴憑であるとするマ

ルクス主義的な史観があり、日本では1900年頃の農会法と治安警察法、それに商法の大改正を現代の始まりとする読み方もあった。中村吉三郎「法制史より見た日本の現代史の起点について」早稲田法学 39 卷 1 号 107 頁 (1964)。

- 66) 天川晃「戦後政治改革の前提—アメリカにおける対日占領の準備過程」溪内謙ほか編『現代行政と官僚制下』（東京大学出版会、1974）、同「占領初期の政治状況—内務省と民政局の対応」社会科学研究 26 卷 2 号 1 頁 (1975)、同「新憲法体制の整備内閣法制局と民政局の対応を中心に」近代日本研究会編『年報近代日本研究 4—太平洋戦争』（山川出版社、1982）、同「日本における占領」横浜国立大エコノミア 87 号 59 頁 (1985)、同「3つ目の『偶然』憲法制定史研究ノート」松田保彦ほか編『国際化時代の行政と法』（良書普及会、1993）、同「日本本土の占領と沖縄の占領」横浜国際経済法学 1 卷 1 号 37 頁 (1993)、同「府県から見た占領改革」学術月報 48 卷 4 号 397 頁 (1995)、同＝福永文夫編『GHQ 民政局資料「占領改革」1-11・別巻』（丸善、1998-2002）、同＝増田弘編『地域から見直す占領改革—戦後地方政治の連続と非連続』（山川出版社、2001）、同『占領下の神奈川県政』（現代史料出版、2012）、同『占領下の日本—国際環境と国内体制』（同、2014）、同『戦後自治制度の形成—天川晃最終講義』（左右社、2017）など。
- 67) 例えば、古関彰一『新憲法の誕生』（中央公論社、1989）、西修『日本国憲法はこうして生まれた』（中央公論新社、2000）、大石眞『日本憲法史』（第2版）（有斐閣、2005）、庄司克宏編『日本国憲法の制定過程—大友一郎講義録』（千倉書房、2017）、江橋崇『日本国憲法のお誕生—その受容の社会史』（有斐閣、2020）、樋口陽一＝巖川恒正『戦後憲法史と並走して—学問・大学・環海往還』（岩波書店、2024）など。このほか、佐藤幸治『世界史の中の日本国憲法—立憲主義の史的展開を踏まえて』（左右社、2015）も参照。
- 68) 出口前掲註 64) 論文 156 頁。
- 69) 同上同頁。
- 70) しかし、そこで言う「憲法学者」の多くは実定法としての日本国憲法解釈を専門とするというより、まさに憲法史や憲法哲学・憲法思想を専門とする研究者、しかも左右何れかのイデオロギッシュな立場の学者のように見えるのは気のせいであろうか。戦後憲法史研究もその講義も、少々、「歴史の発展法則」とも明治憲法史観とも「人文主義」とも離別した方がよいように感じられる。
- 71) この点で、「現代法学部」を名乗る東京経済大学での「日本近現代法史 a・b」講義は戦後法制を語るのではないかとして調査したが、a の授業の形態・方法・内容の一部は、「講義の中心は、近代以降のわが国の法体制がどのように成立されてきたかについて、主に『憲法／刑法』の形成過程の歴史的展開を学ぶことを通して、近現代法の形成過程に関する基礎的知識を身につけることにあります」、b の授業の形態・方法・内容の一部は、「日本ではじめて施行された民法は、明治 31（1898）年の明治民法であり、

これが現行の民法です。ただし、戦後改革の際に明治民法の家族法部分（民法第 4・5 編）は大幅に改正されています。とはいえ、明治民法に規定された『家』制度や『家』の概念は、現行家族法上の規定に対しても、また現代社会における家族をめぐる様々な問題の根底にも、いまだに影を落としています」などというもので、共に対象は戦後改革（日本国憲法制定と親族相続法の改正）までである。<https://portal.tku.ac.jp/syllabus/public/>より検索（2024 年 1 月 27 日閲覧）

- 72) 判例研究・評釈は判決・決定に対する感想文ではない。実定法学者が大学院生時代までに訓練しておくべき技能である。君塚正臣「憲法判例研究論—叙情的ではない判例評釈執筆に向けて」横浜国際社会科学研究所 25 巻 1 号 1 頁 (2020) 参照。
- 73) 例えば、中村隆英『昭和史 II』（東洋経済新報社、1993）、河野康子『日本の歴史 24—戦後と高度成長の終焉』（講談社、2002）、半藤一利『昭和史戦後篇 1945-1989』（平凡社、2006）、雨宮昭一『シリーズ日本近現代史 7—占領と改革』（岩波書店、2008）、武田晴人『シリーズ日本近現代史 8—高度成長』（同、2008）、吉見俊哉『シリーズ日本近現代史 9—ポスト戦後社会』（同、2009）、同編『平成史講義』（筑摩書房、2019）、筒井清忠編『昭和史講義【戦後篇】上・下』（同、2020）など。
- 74) 「比較憲法」の講義状況も“人文主義”的で心許ない。君塚正臣「法学部における『比較憲法』を考える—変容する法学部の中で『刑事政策』・『法社会学』との対比をしながら」横浜国際社会科学研究所 23 巻 3 号 123 頁 (2019) 参照。あるべき「比較憲法」講義について、君塚正臣編『比較憲法』1 頁（ミネルヴァ書房、2012）[君塚] [以下、君塚編前掲註 74) II 書、と引用] 参照。
- 75) 例えば、労働法分野においては労働組合法の優位から労働基準法の優位、労働審判の登場という変化がある。君塚前掲註 1) III 書 378 頁。大学の授業でも単位数の入替えが問題となっていた。君塚前掲註 19) 文献 139 頁。こういったことは、高度経済成長の終焉や左派政党の衰退、大きくは東西冷戦の終結の文脈で説明せねばなるまい。また、独占禁止法の「骨抜き」、特に審判制度の廃止については、財界と通商産業省などの抵抗の成果であると同時に、札問的構造は「法の支配」の点で旗色が変わったという変化もあるのである。君塚前掲註 3) 論文 32 頁以下。こういった読み解きと相互関係の理解は、各法分野の総論の中での歴史解説の総話で済むものでもあるまい。
- 76) 関連して、成田前掲註 22) 書 126 頁以下は、「18-19 世紀」「20 世紀前半」「20 世紀後半-21 世紀」という区切りが、順に「近代化」「大衆化」「グローバル化」が、その中身を変えながら優位する関係にあると指摘する。
- 77) このことは、多分に、私立大学を中心とする法学部・政治経済学部で政治学科では現代政治史のような科目が必要になっていることを想起させる。
- 78) 取敢えず、君塚正臣「民主主義という幻想？—『チャップリンの独裁者』」野田進＝松

井茂記編『シネマで法学』52頁（有斐閣、2000）参照。

- 79) 佐藤前掲註67) 書による佐藤幸治の怒りの矛先は復古的政治家などに向いていたと思われるが、憲法学界内部、より近い集団に向いていたと考えるべきではないか。
- 80) 藤田正＝吉井蒼生夫編『日本近現代法史（資料・年表）』（信山社、2007）。1854年の日米和親条約から2006年の教育基本法改正まで203件が挙げられている。
- 81) 前註59)の山中永之佑教授は、2000年頃に関西大学に非常勤に来られ、当時、助教授であった筆者と会っている。「いやあ、君の書いたもの見えますよ」などのお言葉を賜り、会話が弾んだ後、「先生、そう言えば、授業中に現代法制史の教科書を書かれると仰っていたのはどうなりました？」とお聞きしたところ、「いや、まあ、それは……、やられちゃった」と小声で呟かれた。その後、山中永之佑＝中尾敏充＝伊藤孝夫＝藤原明久編『日本現代法史論—近代から現代へ』（法律文化社、2010）が刊行されている。明治期の法典論争に始まり、1993年の環境基本法（258頁）、1999年の男女共同参画基本法（289頁）なども論じている。国際法制も取り上げられている。難しいと申し上げるのは、前註59)の山中発言を逆取ったりすれば、判例研究や学説論争を踏まえたもの、数理的政治分析などを用いた現代法制史研究は、法制史家ではなく実定法解釈学者や政治学者の守備範囲なのではないかと思えるからである。但し、時代が下れば、文献の発掘は進み、冷戦時代初期なども法政史家の守備範囲に入っていくようなことはあり得よう。
- 82) 伊藤孝夫『日本近代法史講義』（有斐閣、2023）。
- 83) 岩村等編『入門戦後法制史』i頁（ナカニシヤ出版、2005）。但し、同書は、新しいところでは1973年の尊属殺重罰規定違憲判決（75頁。最大判昭和48年4月4日刑集27巻3号265頁）、1997年の京都議定書（121頁）などにも触れており、必ずしも「もはや戦後ではない」時期を一切扱わないものではない。
- 84) 但し、近接の政治史分野では、現代日本政治史の研究は進んでいるようにも思える。例えば、御厨貴＝牧原出『日本政治史講義—通史と対話』（有斐閣、2021）では、本文509頁のうち、197頁の「第7章 占領と復興」以降が戦後史である。また、境家史郎『戦後日本政治史—占領期から「ネオ55年体制」まで』（中央公論新社、2023）のように標題から戦後を出した著作もあり、「占領改革」から岸田文雄政権までが対象である。
- 85) この典型例は、駒村圭吾＝吉見俊哉編『戦後日本憲政史—もうひとつの戦後史』（法律文化社、2020）である。憲法学のほか、社会学の研究者も執筆している。
- 86) 社会情勢、犯罪動向、流行などであっても、法制度に影響を及ぼすと思えるものは戦後法政史の視野に入れるべきものであろう。例えば、君塚前掲註19) 文献138頁は、舟木一夫「高校三年生」（1963年）を題材に、作詞・作曲者は高校にすら進学していないことを指摘して、大学進学率の急激な変化を紹介している。産業構造の変化と人口の都市

集中、高学歴化などを抜きに戦後法制を語り得ない。君塚正臣「第3・法雑学のすすめ—『憲法—日本国憲法解釈のために』(成文堂、2023)の周辺」横浜国際社会科学研究所 28巻4号未定頁(2024)、君塚前掲註4)文献も参照。

- 87) この対決が直接的には日本政治を動かさない、通常は動かさないことは冷静に見切るべきである。君塚正臣「憲法保障システムとしての選挙制度考—『護憲』する小選挙区比例代表並立制」関西大学法学論集51巻1号140頁(2001)、同「憲法・裁判所」岡田浩=松田忠憲編『現代日本の政治—政治過程の理論と実際』96頁(ミネルヴァ書房、2009)、同「統・憲法保障システムとしての選挙制度考—『護憲』する強い参議院—『日本国』は死出の旅に出たのか」横浜国際社会科学研究所 18巻6号1頁(2014)など参照。
- 88) 但し、その時代が護憲対改憲で語れるのであれば、そのように記述すべきである。君塚正臣「池田政章編『憲法問題研究会メモワール(上・下)』(信山社、2019年)に寄せて—安倍政権ではなく岸内閣下で、大学人の活動が力を有した時代へのレクイエム」エトランデュテ3号447頁(2020)は、改憲を目指す内閣に対抗した文化人挙げての護憲活動の様子を記録した大作についての書評論文である。
- 89) 当然、思想そのものの歴史は必要で、法学部での「法思想史」の重みは了解している。この種の教科書は多数存在している。船田享二『法思想史』[全訂版](勁草書房、1975)、加藤新平『法思想史』[新版](同、1973)、矢崎光昭『法思想史』(日本評論社1981)、三島淑臣『法思想史』[新版](青林書院、1993)、森末伸行『法思想史概説』(中央大学出版部、1994)、笹倉秀夫『法思想史講義』(東京大学出版会、2007)、田中成明ほか『法思想史』[第2版補訂](有斐閣、2011)、長谷部恭男『法とは何か—法思想史入門』[増補新版](河出書房新社、2015)、中山竜一ほか『法思想史』(有斐閣、2019)など。ただ、あまりにこれに傾倒すると多くの人間が経済・物欲で動き、政治もそれに動かされる側面を忘れがちになる点には留意すべきである。また、高山裕二『憲法からよむ政治思想史』(有斐閣、2022)のような立憲主義憲法の理解のための著書もあるが、無い物強請りを承知で言えば、これだけでは私法や刑事法の背景の理解には不足であろう。
- 90) 憲法に関しても、宮沢俊義通説とは現在の通説・有力説は大きく変わっている。例えば、平等権を巡る「『合理性』の基準」は最早有力憲法学者の誰も用いない(これを正しいと主張するようでは有力な憲法学者とは言えない)ところにまで変わっている。君塚正臣「大学入試共通テストから 違憲判決を考える—最高裁の多様な意見か 法律の醍醐味」朝日新聞2022年9月15日朝刊27面など参照。また、以前のように、憲法学界が何を言っても最高裁は変わらない、という時代は過ぎ去り、違憲判決も数多い。政教分離について、最高裁は津地鎮祭訴訟(最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁)で目的効果基準を採用しつつ、津市の行った体育館建設の際の神式地鎮祭を合憲としたのであるが、その後、愛媛玉串料訴訟(最大判平成9年4月2日民集51巻4号1673頁)にお

いて、県知事が長年靖国神社に玉串料を納めていた行為を13対2で違憲とし、更には、空知太訴訟（最大判平成22年1月20日民集64巻1号1頁）や那覇孔子廟訴訟（最大判令和3年2月24日民集75巻2号29頁）では、市町村によるよりささやかな宗教的とも言えなくはない行為が違憲とされたのである。このことは、合憲性判断テストとして目的効果基準が維持されているか否かについては議論が割れようが、司法審査基準という意味ではそのテストの適用が厳格化していることを示している。近年の2判決を維持する限り、公務員に有意な日程での「靖国神社」への公式参拝が合憲となる筈がないところまで、判例は精緻化していると言えよう。君塚前掲註1）Ⅲ書327頁。

- 91) 團藤の東京大学1年生向けの法学入門講義は著作となっている。團藤重光『法学入門』（筑摩書房、1986）。ところが、これは一般には難解で、俗に「法学入門」ではないかとも言われ、その後、汎用版とでも言える実質改訂版が刊行されている。同『法学の基礎』（第2版）（有斐閣、2007）。初版は1996年。
- 92) 2013年に横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻（法科大学院）では、カリキュラムを改正し、未修者初学年向け講義科目を7科目14単位から6科目12単位にするなどしつつ、必修科目「法学原論」（2単位）を創設した。<https://www.ls.ynu.ac.jp/curriculum/list/index.html>（2024年1月25日閲覧）7科目あった民法科目で法学原論（概論・入門）的内容を講義することも期待されていたが、実際には民法の基本部分が講義されることに徹する結果となり（2004年開設当初は、他方、「行政法」は1科目2単位でよいとされ、2013年に2科目4単位に改められるなど、担当講義者の意思の合成の誤謬が顕著であったという反省もあった）、独立した「法学原論」が必要であることに行き着いた。しかし、その後のほぼ全ての年度で、公法・刑事法・私法の研究者教員によるオムニバス講義となり、「法とは何か」などの内容は選択必修科目である「法哲学」などに委ねられることになったのは、やはり、専門分化が進んだ実定法学者の限界だったのかもしれない。
- 93) 「法学入門」のシラバスには、「法学部教員によるリレー式講義を通じて、法学の諸領域にわたって基礎的な知識を提供し、法を理解するために必要な基本的能力を修得させる」とあり、講義担当者は14名。https://www.k.kyoto-u.ac.jp/external/open_syllabus/department_syllabus?lectureNo=2710&departmentNo=6（2024年1月26日閲覧）
- 94) 「法学入門」のシラバスは、「法学部における学びの入門。法学部で行われる実定法（憲法、民法、刑法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法等）の授業ではどのようなことを学ぶのかについて、おおまかな話をします。法学部に進学する予定の学生にとっては法学部での学びの導入に、後期課程の進路未定の学生にとっては進路選択の参考になることを企図しています。」授業計画は、「1 いま、日本で、法と法学を学ぶ意味 2 ささまざまな法学入門 3 司法制度改革と法学教育制度 4 実定法の基礎 (1) 憲法 (2) 民事法 (3) 刑事法

(4) 行政法 (5) 『手続』の重要性 5 法学研究の世界 (1) 憲法学 (2) 民法学 (3) 刑法学」
<https://catalog.he.u-tokyo.ac.jp/detail?code=30575&year=2023> (2024 年 1 月 26 日閲覧)

- 95) 難しいことを言うようであるが、最も安易には、半年かけての「退職記念講演」、自らの経験に基づく法律学の変遷を自分史的に語るだけでも、学生にはインパクトを与えよう。1986 年の覚道豊治退官記念講演での、憲法学研究に入る際に佐々木惣一から浴びた「君は命を捨てる覚悟はあるか」という話などは、筆者の胸になお鮮烈である。
- 96) 君塚編前掲註 74) II 書 71 頁 [君塚] は、国家システム・人権法に与える意味として現代の国際法を認識し、多くの国際条約を取り上げている。「第一次世界大戦後に国際連盟を設立したベルサイユ条約 (1919 年)、『国際紛争を解決する手段としての戦争』の放棄を定めた不戦条約 (ケロッグ＝ブリアン条約。1928 年)、第二次世界大戦後の国際連合憲章 (1945 年)、世界人権宣言 (1948 年)、ジェノサイド禁止条約 (1948 年。1951 年発効)、難民の地位に関する条約 (1951 年。1954 年発効)、国際人権規約 (社会権規約、自由権規約。1966 年。1976 年発効)、人種差別撤廃条約 (1965 年。1969 年発効)、核拡散防止条約 (1968 年。1970 年発効)、女性差別撤廃条約 (1979 年。1981 年発効)、子どもの権利条約 (1989 年。翌年発効)、生物多様性条約 (1992 年。翌年発効)、対地雷全面禁止条約 (1997 年。1999 年発効)、京都議定書 (温室効果ガス削減を定めた。1997 年。2005 年発効) などがある。国際人権規約自由権規約第一選択議定書 (個人通報制度。条約と同時に採択・発効)、同じく第二選択議定書 (死刑廃止条約。1989 年。1991 年発効)、社会権規約第一議定書 (個人通報制度。2008 年。2013 年発効) があるが、何れも日本は批准していない。このほか、限られた国の間のものとしては、欧州人権条約 (1950 年。1953 年発効)、南極条約 (1959 年)、部分的核実験禁止条約 (1963 年)、宇宙空間平和利用条約 (1967 年)、トラテロルコ条約 (ラテンアメリカ非核化条約。1967 年)、米州人権条約 (1969 年)、生物・毒素兵器禁止条約 (1972 年)、ラロトンガ条約 (南太平洋非核地帯設置条約。1985 年)、中距離核戦力全廃条約 (INF 全廃条約。1987 年)、戦略的兵器削減条約 (START。1991 年)、ペリダバ条約 (アフリカ非核兵器地帯条約。1996 年) などがある。」君塚前掲註 1) III 書 33-34 頁も参照。その意味では、例えば、戦後国際政治をソ連崩壊まで語る、青野利彦『冷戦史 (上・下)』(中央公論新社、2023) は戦後法政史という意味でも有意義であろう。
- 97) 近年のものとしては、山下清海『日本人が知らない戦争の話—アジアが語る戦場の記憶』(筑摩書房、2023) 参照。著者の専門は人文地理学。筆者も、タイを旅行し、旧泰緬鉄道のクワイ川鉄橋を訪れた際に、近くのカンチャナブリー連合国軍共同墓地が栄えており、そこから旧日本軍の蛮行から解放されたというタイ人の感情を読み取ったものである。君塚前掲註 2) 文献 74 頁は「日本近代史は戦争の歴史だ」と記している(君塚正臣「民主主義は幻想か?—『リンカーン』—統治機構」野田=松井編前掲註 2) 書 58 頁、60 頁が「アメリカ史は合衆国憲法の歴史だ」、君塚「心のうちにひそむ差別—『E.T.』—基

- 本的人権」同書 89 頁、92 頁が「世界史も国史も郷土史も差別の歴史だ」とパラレル)。
- 98) 原朗「同時代史と現代史」同時代史学会編『戦争と平和の同時代史』169 頁(日本経済評論社、2003)。出口前掲註 64) 論文 157 頁より引用。
- 99) 木庭顕「歴史学の認識手続と法学的思考」法制史研究 51 号 131 頁、141 頁(2001)。出口同上同頁より引用。
- 100) 法学部・法科大学院関係者に不足しているのは、ほかに、数理的論理・合理性のような思考力ではなかるうか。そのことが法科大学院の評価を見誤った。君塚正臣「法学部関係者のための統計的思考のすすめ—司法試験を題材に」横浜国際社会科学研究所 22 巻 4=5=6 号 97 頁(2018)。学部入試の在り方から改善が必要である。同「総合教育科目『日本国憲法』の目的と講義形式」東海大学教育研究所研究資料集 4 号 1 頁(1997)、同「続・総合教育科目『日本国憲法』の目的と講義形式」同 6 号 72 頁(1999)、同「『憲法二部』授業評価アンケートからの考察」関西大学法学論集 52 巻 3 号 254 頁(2002)、同「法科大学院・未修者への憲法教育—初年度前期実績からの考察」横浜国立大エコノミア 55 巻 2 号 79 頁(2004)、同「続・法科大学院・未修者への憲法教育—3 年間の実績からの考察」同 57 巻 2 号 71 頁(2006)、同「法科大学院での憲法教育—2013 年入学既修者までの分析に基づく」横浜国際社会科学研究所 24 巻 4 号 91 頁(2020) など参照。
- 101) 関連して、日本の憲法学は、歴史叙述についても、英米仏の 3 カ国の近代市民革命の後には、一気に第一次世界大戦による諸帝国の崩壊と現代福祉国家の先駆けまで飛ぶ傾向にあったが、19 世紀に北欧諸国での立憲君主国化や西欧の有力国での憲法制定(それを「外見的立憲主義」と今の目から揶揄されても)があったこと、君主制と共和制の間でのフランスの揺らぎなどは無視できない。こういったことも、憲法研究者は自発的に考えるべきだったように思われる。君塚正臣「『18・19 世紀的人権』再考—参政権の獲得過程を題材に」東海大学文明研究所紀要 19 号 51 頁(1999)、同「未完の『近代立憲主義』」『高等学校 新現代社会 指導資料』94 頁(帝国書院、2017)、同「立憲主義と司法審査—記憶されていない近現代史も含めて」判例時報 2344 号臨時増刊『法曹実務にとっての近代立憲主義』249 頁(2017) など参照。また、19 世紀は奴隷解放と南米独立の世紀でもあった。小川=成田編前掲註 22) 書 198 頁以下[貴堂嘉之]。貴堂嘉之『移民国家アメリカの歴史』(岩波書店、2018) も参照。
- 102) 御厨=牧原前掲註 84) 書 iv 頁。
- 103) 例えば、一向に進まない選択的夫婦別姓に向けての法改正の議論を進めるにあたり、日本人の「氏名」がどのように形成されてきたのか、世界的に人の名前は如何なるものであるのかを法制史学の手法によって検討することは大事である。なお、加えて、事実上の同性婚を法律上の婚姻としないことを違憲とする諸判決(東京地判令和 4 年 11 月 30 日判時 2547 号 45 頁、札幌地判令和 5 年 3 月 17 日判例集未登載、名古屋地判令

和 5 年 5 月 30 日判例集未登載、福岡地判令和 5 年 6 月 8 日判例集未登載など) が正しいとすれば、事実上の異性婚を法律上の婚姻としないことを違憲と言えないかとする技法や、そもそも憲法 24 条は前近代的な制度を禁じる「第 1 関門」があるとして解決する道筋もあるのかもしれない。君塚正臣「日本国憲法 24 条『家族』の法意—非嫡出子差別事例を主な素材として」法律時報 70 巻 6 号 102 頁 (1998)、同「日本国憲法 24 条解釈の検証—或いは『家族』の憲法学的研究』の一部として」関西大学法学論集 52 巻 1 号 1 頁 (2002) なども参照。他方、山田康弘『足利将軍たちの戦国乱世—応仁の乱後、七代の奮闘』i 頁以下 (中央公論新社、2023) は過去学ではないと謙遜するが、戦国時代の足利将軍が弱体でなかったことを示し、日本中世史 (日本社会の成立ち) の読替えを意欲している。

- 104) そして、本当の最悪の展開は、フランシス・フクヤマ (渡部昇一訳)『歴史の終わり上・中・下』(三笠書房、1992) という意味ではない、人類の「歴史の終わり」としての第 3 次世界大戦であることは言うまでもない。
- 105) 君塚前掲註 1) Ⅲ書 ii 頁以下は、ポスト 55 年世代の憲法学者 (特に主要大学法学部の主任教授のような有力研究者) が、憲法全体を解釈する志向を半ば捨て去り、スペシャリストとして特定分野を特定の手法で掘り進める研究ばかりをよしとする傾向 (多少デフォルメして言えば、ドイツ、アメリカ、マルクス主義、「歴史の発展法則」、ハイエク、ケルゼン、ドゥオーキン、日本国憲法制定議会意思、明治憲法、「伝統」、国文法と辞書的理解、指導教員の教えなどの単体をほぼ基準としてこれに従って研究を進め、政教分離原則や議会制など生涯唯一の研究テーマの解ばかりを導くような研究姿勢を同書は“人文主義”と形容した) にあり、世の中をよくするために行う社会科学の中でも規範の学である法解釈学から遠ざかってしまっていることを暗に批判した。これら諸学は、幅広く学んで解釈学に役立てるべきものであり、単一のその下僕・下婢となるものではない。2024 年 1 月 20 日立教大学池袋キャンパス 11 号館開催の退職記念講演会「憲法訴訟研究の軌跡」において渋谷秀樹先生が、(塩野宏先生の言を引き) 最近の憲法学者のやっていることはわからぬ、何を言いたいのか不明な論文が多い、情熱を感じないと批判されたのを、同書への同意意見だと筆者は感じている。憲法講座の教授であった某先生が、ある年度の日本公法学会の総会報告の様子を伝え聞いて、最近の憲法学界には関心がない、と吐き捨てられたことも忘れられぬ。

〔付記〕 本稿では、原則として敬称は略させて頂いた。